

市民ホール優先使用基準

市民ホール条例施行規則第3条2項ただし書きによる、市長が特に必要と認めるもの（使用申込受理期間前の申込み、以下「受理期間前申込み」という。）について、基準を次のように定める。

1. 使用目的

受理期間前申込みの適用については、次のとおりとする。

- (ア) 市が主催又は共催する催し。
- (イ) 市民ホール等指定管理者が主催又は共催する催し。
- (ウ) その他魅力文化創造課長が必要と認める催し。

2. 使用期間前申込みの期限

市民ホールの受理期間前申込みをしようとする者は、通常申込開始月の4ヶ月前の月初から2ヶ月前の月末までに所定の依頼書を市長に提出しなければならない。ただし、多目的室については、通常申込開始月の5ヶ月前の月初から3ヶ月前の月末までとする。

3. 受理期間前申込みの受付件数の制限

受理期間前申込みの受付制限については、次のとおりとする。

- (1) 文化芸術センターの各ホールの受理期間前申込みは、当該申込みをしようとする月の利用可能日数のおおむね3分の1（うち土曜、日曜、祝・休日は同2分の1）を超えない範囲での受付とする。
- (2) 展示室・多目的室の受理期間前申込みは、当該申込みをしようとする月で両室同一の1単位を残す範囲での受付とする。
- (3) その他の諸室についての受理期間前申込みは、当該申込みをしようとする月の利用可能日数のおおむね4分の3を超えない範囲での受付とする。
- (4) ただし、魅力文化創造課長が必要と認める場合はこの限りではない。

附則

- 1. この基準は平成23年4月1日から施行する。
- 2. この基準は令和2年4月1日から施行する。
- 3. この基準は令和3年4月1日から施行する。
- 4. この基準は令和4年4月1日から施行する。